

人口減少・若者女性支援調査特別委員会会議記録

人口減少・若者女性支援調査特別委員会委員長 小西 和子

- 1 日時
令和6年1月11日（木曜日）
午前10時2分開会、午前11時56分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
小西和子委員長、はぎの幸弘副委員長、関根敏伸委員、岩淵誠委員、佐藤ケイ子委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、鈴木あきこ委員、千葉盛委員、佐々木努委員、高田一郎委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
吉田担当書記、藤澤担当書記
- 6 説明のため出席した者
弘前大学男女共同参画推進室 専任担当教員 山下 梓 氏
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更について
 - (2) 調査
ジェンダー平等の実現に向けて～性の多様性と人権を中心に～
 - (3) その他
 - ア 委員会県内調査について
 - イ 次回の委員会運営等について

9 議事の内容

○**小西和子委員長** ただいまから人口減少・若者女性支援調査特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小西和子委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、ジェンダー平等の実現に向けて～性の多様性と人権を中心に～について調査を行いたいと思います。

本日は、講師として、弘前大学男女共同参画推進室専任担当教員の山下梓様をお招きいたしておりますので、御紹介いたします。御挨拶お願いいたします。

○山下梓参考人 弘前大学の山下と申します。よろしくお願ひいたします。

○小西和子委員長 山下様の御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

本日は、ジェンダー平等の実現に向けて～性の多様性と人権を中心に～と題しまして、ジェンダー平等に向けた取り組みなどについてお話しいただくこととしております。

山下様におかれましては、御多忙のところ、このたびの御講演をお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。

これからお話をいただくことといたしますが、後ほど山下様を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、御了承願ひたいと思います。

それでは、山下様、よろしくお願ひいたします。

○山下梓参考人 では、改めまして、よろしくお願ひいたします。お手元の資料は、投影のものと同じものでございますので、お手元でもスライドでも御都合のよろしいほうを御参照いただけたらと思います。

私は、現在弘前大学におりますけれども、出身は岩手県です。東日本大震災津波があった年に岩手レインボー・ネットワークという団体を立ち上げました。当時は岩手県におり、現在も自宅を岩手県に残しておりますので、今まで岩手レインボー・ネットワークの主宰をさせていただいているというような状況です。

岩手県にUターンをしたのが2008年から2009年頃ですけれども、岩手県では性的マイノリティー支援の団体を見つけることができないと思っておりました。同じような思いを抱えていた方との出会いがありまして、その方と一緒に、東日本大震災津波から8日後、岩手レインボー・ネットワークという団体を立ち上げました。きょうも東日本大震災津波の月命日になりますけれども、災害と私たちの活動は切っても切り離せないものです。岩手レインボー・ネットワークでは、細々とではありますが、災害についての活動も行っております。

参加してくださる方は、性的マイノリティー当事者にとどまらず、世代や国籍、宗教、障がいのあるなしを問わず参加いただいております。

私たちの主な活動として、性的マイノリティーの人たちとその周辺の人たちのネットワークやコミュニティづくりのために、学習交流会というものを開催しております。コロナ禍ではオンライン上に活動の場を移し、対面と並行して活動を続けてきました。また、公開セミナーの開催やメディアの取材対応をお受けしたり、きょうのように御依頼をいただいた場合には講義をさせていただいております。

きょうは、性の多様性を中心に、ジェンダー平等についてお話を申し上げます。男女共同参画と性の多様性は切っても切り離せないものです。そのようなかわりから、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会など、自治体の審議会の委員なども承っております。

あとは、関係する方たちとの意見交換であるとか、提言や調査などを通じたアドボカシーということで、知事宛てに提言をさせていただいております。きょうの最後に、その内容を御紹介したいと思っております。

性の多様性について、皆様の理解度や認識というのは、非常にばらつきがあると思います。きょう、60分で基礎のところから丁寧に御説明を申し上げるということは、私の能力不足もあり、時間的に不可能であると思っております。基礎知識について確認したいという委員には、県立図書館、県の男女共同参画センターの蔵書であったり、公的な相談窓口や岩手県内の性的マイノリティー支援のグループもごございますので、こちらのリストの地域資源をぜひ御参照いただいて、引き続き関心をお持ちいただけたらと思います。

本日のポイントは主に4点です。一つ目は、ジェンダー平等と性の多様性が一体どうかかわるのかということです。二つ目は、性の多様性について、簡単にですけれども、基本的な言葉や概念、近年政策動向の進展等に触れたいと思います。三つ目は、岩手の現状や課題、四つ目はいま必要とされる取り組みについて申し上げます。残りの時間、御質問やコメント等を頂戴できればと思います。

まず、ジェンダー平等と性の多様性とのかわりについてですが、結論を申し上げますと、密接不可分な関係にあります。若者や女性の生きづらいところは、性的マイノリティーの人たちも生きづらいです。性的マイノリティーの人たちが生きづらいと、ジェンダーにまつわる固定観念が強いような地域からは、当然若者や女性も流出していきます。

おとこの報道で、内閣府から地域の経済2023のレポートの内容が紹介されていました。それによると、20歳から34歳の未婚の女性の人口を1としたとき、未婚男性の比率が高いのは東北や北関東、甲信越地方に多いようです。つまり、これらの地域から未婚女性の東京圏への流出が進み、男女の人口バランスが崩れていることがわかります。なぜ未婚や若年の女性が東京圏へ流出するのか考えていく上で、要因として性的マイノリティーの人たちも含めた若年と女性の生きづらさが背景にあるという点は押さえておかなければならないと思います。

ジェンダー平等という表現を使っておりますけれども、これはSDGsのゴールの5番にも掲げられておりますので、広く一般にも認識されていると思います。

このSDGsの根本になっている国連の持続可能な開発のための2030アジェンダを見ますと、ジェンダー平等という単語は8回登場しているのですが、それ以上に人権という言葉が、ジェンダー平等とのかわりも含めて15回登場しております。

資料の表紙には、副題として性の多様性と人権を中心にと書かせていただいたのですが、日本で人権教育を受けられた方においては、人権とは思いやりや優しさのような道徳的なものだと教えられることが多いのですが、やはりそれだけではないということです。英語

で人権というと、human rights というように、s がついている可算名詞です。

人権は具体の権利のことであって、これらを実現、保障するということが、あるいはこれらが侵害されていないかが問題であり、優しさ、思いやりだけの問題ではないということです。

性の多様性や人権、性的マイノリティーと人権とのかかわりを申し上げますと、新しい権利や特別な権利のことをいっていると思われるときもありますが、全くそういうことではございません。人権は、そもそも人として生まれたときから、その人が尊厳を持って生きていくために必要なものとして歴史的に確認されてきたものです。それが社会のマイノリティーの人たちには実現されていない現実があるので、とりたてて、女性と人権、障がい者と人権、性的マイノリティーと人権というように口に出して可視化していかなければならないのです。新しい権利や特別な権利の話を上掲しているものではありません。

ジェンダー平等は、日本語だと男女共同参画と訳され、漢字の並びこそ男女となっていますが、SDGs のジェンダー平等と男女共同参画は同じものです。日本の政策においても、男女共同参画の施策の中に性の多様性について明記されております。国の男女共同参画基本計画の第6分野には、性的指向、性自認に関することに加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について言及がございします。若者、女性、そこに性的マイノリティーが並ぶという感覚よりも、若者の中にも性的マイノリティーの人たちがいて、女性の中にも同性愛の女性やトランスジェンダーの女性がいるのだと、複合的な視点で捉えていくことが必要だと思います。

ジェンダー不平等や、社会の不寛容というのは、密接な関係性があるように指摘されています。異性愛主義というのは、人は異性にひかれて、いつか結婚して、子孫を残すのが当たり前だという考え方ですけれども、そのような考え方とジェンダー不平等、男女格差は相関関係があると指摘されています。また、家父長的な文化においては、性的マイノリティーの人たちに対する敵意や暴力、偏見が高まるという関係性についても、調査研究から明らかになっています。

そのため、ジェンダー不平等を解消しようと思うと、異性愛主義にアプローチせざるを得ないですし、これを解消していかなければなりません。異性愛以外の人たちもいることを社会全体として共有していく必要があります。

また、社会システムとして男性優位、女性を副次的な立場に置いて、あるいは男性以外の人たちが社会的にマイノリティーとなるようなシステムを変えていかないと、性的マイノリティーの人たちへの不寛容は続いていくといえます。

性的マイノリティーあるいはLGBTの人たちへの不寛容によって、社会的コストや社会的損失が生じていることを示唆する試算があります。性的マイノリティーの人たちに対する差別や偏見によって、当事者が抑鬱状態になったり、自殺に追い込まれることがあります。これらの社会的損失は、日本全体で594億円から3,564億円と考えられています。

また、鬱になると、本来能力を発揮できていたはずの人が職場に来られなくなる、働け

なくなるということで生じる社会的損失を加えて試算されたものと、400 億円から 622 億円に上るといわれています。これは、日本全体の試算ですが、岩手県という範囲に当てはめても、性的マイノリティーの人たちが社会的に受容されていないということで、こういうコストを社会全体として支払っていると考えることができます。

ここから、基礎情報について御説明いたします。

性の多様性、あるいはLGBTや性的マイノリティーについて考えていくときに、主に四つの要素があります。これらは、性的マイノリティーの当事者の人だけにかかわるものではなく、人間であれば全ての人にかかわる性の要素として捉えられています。

一つは、身体の性です。出生時に股の間にペニスがついているか、ついていないかによって性別の判定がされます。解剖学上の性ともいえます。

それとは別の概念として、ジェンダーアイデンティティー、あるいは性自認や性別自認といわれている、性別の自己認識があります。自分は女性であると捉えている人もいれば、男性であると捉えている人もいますけれども、現代では、自分はどちらの性別でもないと捉えている方や、男女両方と捉えている方、さまざまなジェンダーの認識を持っている人たちがいます。身体の性と性自認が一致する人たちが多数ではありますけれども、全ての人たちがそうではありません。

性別の表現あるいは性表現ですけれども、これは俗にいわれる女性らしさや男性らしさといったものです。立ち居振る舞いであるとか服装等、外見にあらわれる、又はあらわされるような性別にまつわる表現、これが性別表現です。

もう一つ、好きの性と書いていますけれども、性的指向とは、指が向くという字が当てられています。志が向くとか、嗜好品の嗜好という字は誤字扱いになります。好きの性というように説明していますが、要は同性にひかれるのか、ひかれる人の性別を問わないのか、あるいは異性にひかれるのかどうかということです。また、人口の一定数の人たちは性愛や恋愛において誰かにひかれることがない、性愛が他者に向くことがないということで無性愛という性的指向の人たちもおられます。ジェンダーアイデンティティーも性的指向も基本的に生まれつきのもので、本人の意思によって変えられるものではないものというのが基本的な理解です。ですから、嗜好品の嗜好や志が向くという字は誤字扱いと申し上げましたのは、それらの字ですと、本人が頑張れば性的指向を変えられるのではないかというような印象を与えてしまうためです。

国連で性的マイノリティーの人たちの人権について、1990年代から議論が続いていますけれども、最近では全ての人にかかわる人権問題として、ただ今御説明を申し上げました要素の英単語の頭文字を取り、SOGIESC（ソジェスク）の人権ということで議論が進んでおります。

同性愛、両性愛であるとか、身体の性とジェンダーアイデンティティーが異なるということは、今では病気ではないということがグローバルな認識ですけれども、医学も過去には見解が誤っていたことがある、それらの変遷についてもここに示しております。アメリ

カ精神医学会は1970年代以前、同性愛を精神疾患として扱っていました。その後、1973年に疾病リストから同性愛を除外しています。WHOも同様に、1990年に疾病リストから同性愛を除外しています。つまり、同性愛はいかなる場合も治療の対象にはならないということです。性的指向を幾ら異性愛に変えようとしても変わるものではなくて、むしろそのような試みは害をもたらすものだとして認識をされています。

日本では、いまだに性同一性障がいという言葉が使われていますが、アメリカ精神医学会は今では性同一性障がいという言葉を使っておらず、性別違和と修正されています。WHOも、2019年に性同一性障がいという言葉を使わなくなりまして、性別不合という言葉を使っております。

日本は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律、いわゆる性同一性障害者特例法がございますけれども、その法律について学会から提言が出されています。内容は、性同一性障害者特例法の抜本的な見直しが必要だということなのですが、それに加え、名称、あるいは法的な概念や定義についても変更が必要であるということも提言の中に盛り込まれています。

性同一性障がいの人たちが、あるいはトランスジェンダーの人たちが、法律上戸籍の性別を変更することが可能なのですが、不妊手術を含む要件が課されているということで、これは国際人権法違反であることが数年前から明らかになっております。なお、最高裁から昨年、この不妊要件については違憲判決が出ているところです。恐らく性同一性障害者特例法についても、将来改正されるものと期待されているところですし、当然この名称についても、国際的な動向を踏まえて検討されるものと思っております。

身体の性、解剖学上の性とジェンダーアイデンティティーが一致しない人たちについては、この数年、特にオンライン上を中心に誤解が広まっていることや、憎悪をあおるような情報もありますが、性自認に沿った社会的な生活を送るということは、これも人格権だと認識する必要があると思います。

最近いろいろなアルファベットの並びがございますけれども、LGBTとか、Qがついたり、+がついたり、性的マイノリティというような表現を使いますが、基本的にはSOGIESCにおいて少数のあり方の人たちを示す総称です。LGBはレズビアン、ゲイ、バイセクシャルのことです。それぞれ女性の同性愛者、男性の同性愛者、両性愛者となりますけれども、LGBの人たちは性的指向において少数派の人たちです。T、トランスジェンダーの人たちは、性的指向に関するのではなくて、性別の自己認識にかかわるものです。出生時に割り当てられた性とは、性別の自己認識が異なる人たちがトランスジェンダーといわれています。性同一性障がいというのは医学的な概念で、トランスジェンダーというのはもっと広い概念です。

日本ではあまり見られませんが、国際人権の分野ではインターセックス、医療上は性分化疾患という言葉が広く認識されているかと思えます。性染色体、内性器、外性器のあり方が典型的な女性、典型的な男性とは異なる人たちというのが、1,500人から2,000人に1人

はいるといわれています。看護師や助産師、医者とお話すると、インターセックスのお子さんを取り上げるのは全然珍しいことではないと伺います。人口比で考えると性同一性障がいの人たちよりも本来は多い存在であると思いますが、日本ではあまりその存在が認識されていません。

Qはクィアとかクエスチョニングという英単語から来ています。クィアというのは、もともと英語では、性的マイノリティーの人たちを指す侮辱的な言葉ですけれども、最近は当事者の人たちがアイデンティティーとして使用することがあります。クエスチョニングというのは、性のあり方を探索中の人が、今自身についてクエスチョニングがあるという意味です。

+は、アルファベットにあらわれていない少数派の性のあり方や、そういう人たちを含める、インクルーシブにというような意味合いを持っています。

さらに、若年層の中ではノンバイナリーであるとか、Xジェンダーという言葉が一般的に使用されています。バイナリーというのはもともと二元の、二進法という意味で、男女ということだけで性別を捉えるという考え方は、性別二元的だといわれます。私たちは、現状それだけの捉え方ではない人もいることを知っています。その二元的な枠組みを超えて御自身の性別を認識している人が、私はノンバイナリーですとおっしゃっています。Xジェンダーも同じようなことです。パスポートで女性はF、男性はMと表記されますが、自分はF、M以外のジェンダーなのだと認識している人が、自分はXジェンダーですとおっしゃることもあります。

それらの自覚の時期について、非常に個人差がありますが、総じて見ると若年のうちに気がついているということがわかります。小学校卒業前までで過半数、高校卒業前までで約8割が自覚するというので、大学に入学する頃には性の多様性について教えても、少し遅いのだと思います。

人口比は、よく血液型がAB型の人と同じくらいであるとか、左ききの人と同じくらいといわれますけれども、さまざまな調査を見ても、大体3%から10%であると考えられます。岩手県の人口が今年の10月現在で116万3,024人ということですので、これの3%と考えると、岩手県内で見ましても3万4,890人の人たちが少なくとも性的マイノリティーであると考えられます。委員のそれぞれの選挙区の人口に3%を掛けていただくと、御自身の選挙区に性的マイノリティーの方たちがどのくらいいるのかイメージを持っていただけるかと思います。

性的マイノリティーの人たちは、テレビに出ていると目立つ存在なのですが、職場や学校、あるいは地域社会で、見た目ではわかりません。性的マイノリティーの人たちは、欧米に多いわけでもなく、東京、大阪圏に多いわけでもなく、今の時代に急増したのでも、若年者にだけ多いわけでもないということです。

御高齢の方の中にも、性的マイノリティーの方たちはおられます。歴史的にLGBTや性的マイノリティーという言葉が登場したのは、つい最近といえるかもしれませんが、紀元

前の歴史から見てみましても、私たちの世界、社会でともに生きてきた存在です。ですから、皆様の御家族や、選挙区、親戚、同級生、親友の中に性的マイノリティーの人がおられるという方もいらっしゃると思います。

性のあり方というのは、最高裁の判例にもあったように、人格権にかかわるということで否定されるものではありません。一方で、その人の全てでもありません。例えば子ども支援を考えると、その中に性的マイノリティーの子どもがいるというような複合的な視点を持たなければなりません。あるいは外国人支援を考えると、例えば岩手県で働く技能実習生で、性的マイノリティーという人たちも実際にいらっしゃいます。あるいは障がい者支援をしていく中で、障がいがあつて、女性であつて、さらにトランスジェンダー、レズビアンであるという人たちもいますので、複合的な視点で、その人個人あるいは物事を捉えていくことが不可欠であると考えられます。

性的マイノリティーであると言ってくれたらわかるのにとこのようなことをお聞きすることがありますが、偏見や差別が強い中で、カミングアウトしてくれればいいのかということ、非常に暴力的な捉え方であると思います。私たちは、カミングアウトしてもらえないような、安心してもらえるような地域や組織づくりができていないと思います。差別や偏見、排除を免れるために、本当はカミングアウトしたくてもできないという人たちが少なくありません。

一方で、全く意味が違う言葉としてアウティングという言葉がございます。これは、御本人の機微な個人情報について同意なく暴露する行為のことをいいます。性的マイノリティーの人たちにとって深刻な問題として、例えば、自分がゲイであることを職場の上司にだけ言っていたのだけれども、それを職場で暴露され、精神的に調子を崩して退職せざるを得なくなってしまう例があります。アウティングということがパワハラであることは法的に位置づけられていますけれども、職場だけではなく、御本人の同意のない暴露というのはしてはいけないものです。

性的マイノリティーや性の多様性と人権に関連する法律や政策についても、全く十分とはいえませんが、整備が進んできております。皆様が御専門に活動しておられるような分野についても、性の多様性や、性的マイノリティーの人たちの視点を踏まえたものがあるのではないかと思います。

LGBTは最近のブームですかと聞かれることもあるのですが、報道等が盛んにされるようになった2015年前後より前の1990年代から、法務省を中心に人権教育の文脈で着手されています。また、男女共同参画の文脈でも第3次男女共同参画基本計画の際に位置づけが行われています。さらに、性的マイノリティーの人たち、特に当事者の人たちを中心とした社会運動というのは、1970年代頃から日本でも見られますので、本来は最近のブームでも何でもないということです。社会の理解や関心が追いつくようになったのがようやく最近のことであつて、遅きに失したというか、この間に日本では生きがなくて、海外に移住した方々もおられますし、岩手県を出たとか、私の住んでいる青森県でも、地元を離

れざるを得なかった人たちもおりますので、これらの法律や政策はどんどん強化をしていかなければならないと思います。

直近の動きの一つとして、昨年制定されました、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法というものがあります。法律の基本理念の中にも性的指向、ジェンダーアイデンティティの多様性という言葉が見られます。国民の理解増進が必要だということです。地方自治体の役割、公共団体の役割についても、この中に書かれています。

この法律をめぐるのは、さまざまな論点がありまして、そのうちの 하나가差別禁止であります。国際人権のスタンダードからいうと、社会のルールとして差別を禁止するというのは基本的なことなのですが、日本はそれができておりません。それに対応できないまま、この法律ができていますので、今後再検討が望まれるかと思えます。日本が人権条約の審査機関から人権状況について審査を受けた際に、性の多様性について多くの勧告を受けているという現状もございます。

それから、最近のもう一つの取り組みとしては、岩手県でも導入が広がっておりますけれども、パートナーシップ制度がございます。男女の間では婚姻が選択できますけれども、戸籍上が同性になっている人同士では婚姻を選択することはできません。これは、裁判所から差別的であり平等権の侵害と指摘されているものです。現状をカバーする試みとして、自治体におけるパートナーシップ制度の導入が広がっています。今全国で300を超える自治体において、数千組の性的マイノリティーのカップルの方たちが制度を利用しておられます。東北地方では、2020年12月に青森県弘前市が初めて導入し、岩手県内でも一関市、盛岡市、矢巾町、宮古市、次年度からは、久慈市、陸前高田市、大船渡市も導入することです。

ママ2人で子育てをしている方や、パパ2人で子育てをしている方たちもたくさんおられる時代ですが、婚姻ができないために、お子さんとの法的関係性が非常に不安定になります。それを少しでもカバーしようということで、盛岡市の制度は、同性の2人の関係性だけではなくて、そこにお子さんがいらっしゃる場合に、お子さんも含めて家族として宣誓できる、ファミリーシップ制度も選択できるシステムになっております。さらに、親の介護のときにも、やはり2人の関係性を証明できるものが必要だということで、親もファミリーの中に入れて宣誓できるという制度になっています。

岩手県がパートナーシップ制度の導入について、基礎自治体に働きかけてくださった結果として、ここまで導入が進んできていると思えます。一方で、その他の二十数市町村に暮らす人たちにとっては不公平な状況が生じていると思えます。ですから、ここにリストアップされていない選挙区の委員の方には、そこで暮らしておられる声を上げにくい当事者の方たちのために、ぜひ御尽力いただけたらと思えます。

次に、岩手県の現状と課題、必要とされる取り組みについて御説明をいたします。そもそもジェンダー平等あるいは不平等と、性の多様性への寛容度について相関関係があるこ

とは冒頭申し上げたとおりです。岩手県のジェンダー平等や不平等の現状についてですが、これは共同通信が研究者の方たちと一緒にオンラインでも公表している、都道府県版のジェンダーギャップ指数からとってきたグラフです。算定には、国際的にも出されているジェンダーギャップ指数と同様の方法をとっております。

全国の現状は、グレーの点線で示されておりますが、黄色の囲みが岩手県の現状で、点線が岩手県の現状の外にありませんので、全国のアベレージよりも岩手県は外側にあるといえます。スケールの1がここですので、この黄色の四角が非常に小さくとどまってしまうということは問題であります。47都道府県のうち、行政分野が21位、政治分野が20位、経済分野が5位、それから教育分野が29位となっておりますけれども、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で日本は146カ国中125位であり、世界最低ランクですので、その中で都道府県間が競っていても意味がないわけです。ですから、日本全体で黄色を早急に広げていかないと、当然地方の生きづらいう若年者や女性は東京圏に流出していきましますし、やはり日本全体で生きづらいうことは海外流出も考えられますので、人口減少や若者女性支援を考えると、ジェンダー平等や性の多様性の視点を落とすと恐らく本質を見誤り、効果的な対策はとれないのだろうと思います。

共同通信のこのスコアは、ウェブサイトを見ていただきますと、もう少し詳細にデータが紹介されています。岩手県の現状分析と課題ということで、コメントもついておりますので御紹介します。共働き家庭の家事、育児時間やフルタイムの仕事での賃金といった点で男女格差が比較的少ないと、そのために経済分野は5位となりました。前年と比べ、市町村防災会議の男女比に大きな改善が見られます。今も現在進行形で支援に当たっている方々がおられますけれども、災害時の避難所運営などでは特に幅広い視点が求められ、望ましい変化と言えます。一方で、教育分野では、中学校と高校の校長がいずれも少ないことが課題になっていると書かれています。特に2023年のデータでは、中学校、高校の校長先生たちのジェンダーギャップが指摘されています。

性的マイノリティーの人たちを取り巻く全体像について、基本的にいまだに法制度や、学校生活、職場、介護の場、医療の場など、さまざまな日常生活の場面において、存在していないものとして扱われがちです。そこに自分があるのに、存在を無視されて日々暮らすということをイメージしていただきたいと思います。そうしますと、最後の点に書いておりますが、当然子どもたちの場合には自己肯定感が下がりますし、そこから不登校や、鬱病、自傷行為、自死につながっていくことが懸念されます。マイノリティーストレスが累積をして、メンタルヘルスや健康状態にも影響を及ぼします。その人の健康権が侵害されるだけでなく、冒頭申し上げたように、これに対して私たちは社会的コストを払っておりますので、やはり偏見や差別を解消することによって、この状況は変えていく必要があるのだと思います。

性的マイノリティーの人たちのカミングアウト率は、約3割といわれていますけれども、都市部のほうがカミングアウト率が高いことから、都市部のほうが生きやすいということ

がわかります。都市部へ流出して行って、その先でカミングアウトできる、している人たちがより多いということで、都市部に性的マイノリティーの人が多くということではありません。こういう傾向があるということです。

幼少期から、年齢を重ねて仕事を得て、パートナーを見つけてというようにライフステージが変わっていく中で、性のあり方を理由としたいじめやハラスメント、差別というのを経験する性的マイノリティーの人たちが多いです。

岩手県の現状についてですが、岩手レインボー・ネットワークと、それから仲間の団体のいわてレインボーマーチで、3年前にオンライン調査を行い、86人の方から御協力をいただきました。岩手県の出身で在住しているという回答者が6割近く、ほかに岩手県出身で現在は他県に住んでいる方や、他県の出身で現在岩手県に住んでいる方からも回答をいただきました。

この調査は若い方から回答を多くいただいています、10代と20代で過半数です。30代が30%近くですので、若年の性的マイノリティーの人たちが多く回答してくださっています。

回答者の性のあり方、このグラフが非常にカラフルになっていることからおわかりいただけるように、多様な性のあり方の方たちからバランスよく御回答をいただいたものです。

カミングアウトをしていますかとお尋ねをしましたら、7割ぐらいの方たちはカミングアウトしているとのことでした。よかったと思っていたのですが、では誰にカミングアウトしているのかといいますと、多くは友人ということです。カミングアウトできる、自分のことを偽らずに話せる相手がいるということは、誰にも話せないというよりも救われる状況だと思いますが、それでも多くの人たちは、友人以外では、1割から3割ぐらいしかカミングアウトできていないことがわかります。親とか、性的マイノリティーのコミュニティ、つながりの中でも3割ぐらいの人しかカミングアウトできていませんし、職場に関しては1割台です。学校の先生にカミングアウトしたという人は1割を切っています。これは、話す必要がなかったと考えることもできますが、恐らくは話したかったけれども、話せなかったのだらうと思います。親戚についても1割台となっています。医療機関でも、本当はカミングアウトして、安心して医療を受けたいという方が少なくないと思うのですが、カミングアウトしているという方は11.6%となっています。

性のあり方を理由に生きづらさを感じたことがありますか、あるいは不安を感じたことがありますかというお尋ねをしましたら、91%の方たちが生きづらさや不安を感じているとお答えになりました。では、どこで生きづらさや不安を感じるかとお尋ねをしましたら、一番は、家族や親戚とのつき合いの中で生きづらさや不安を感じているとのことでした。続いて、6割近くは、職場や友人との関係、それから学校生活の中で感じているという方もおられました。

では、どういう制度、サービスを望みますかとお尋ねしましたら、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度、性別によらず選択できる学校の制服や服装に関する回答が多

かったです。また、学校での学習機会をふやすことや、先生たちに研修を受講してほしいという御意見、それから性的マイノリティーの中でも当然生活困窮の人たちがいますので、公営住宅への入居について望まれる方もいらっしゃいました。さらに、医療機関での対応方法に関することや、公務員の方たちに研修を受講してほしいという御意見や、申請書等における性別欄の見直し、差別やアウティングを禁止する制度もきちんと設けてほしいというような御意見もありました。県民に向けた意識啓発も6割近くの方たちが選択をしています。あとは、雇用環境の改善や、県内事業者への意識啓発、相談窓口は既に県の男女共同参画センターで設けられていますが、やはりこれも一定のニーズがございます。

防災にも男女共同参画の視点をといわれていますけれども、とりわけ防災の中で見落とされがちな性的マイノリティーの人たちの視点というものもあります。

岩手県にゆかりのある性的マイノリティー当事者の方たちの生の声です。制服がづらい、学校に差別的な雰囲気があった、彼氏がいるけれども、会社では彼女がいるとごまかしている、職場の上司にトランスジェンダーであることをカミングアウトしたけれども、何も措置はされなかった上、男なんだから髪を切れと注意されてしまった、職場で同性愛をネタにしている会話を聞いた、岩手県は特に性的マイノリティーへの理解が低く、社会や企業での対応に本当に疲れている、というような声もありました。今、セクシュアルマイノリティーは何人に1人というような話題が上がるけれども、身近にいる人の問題として捉えられていない雰囲気を感じているという当事者の方もおられます。

医療では、パートナーや自分が病気、けがをしたときに一番そばにいたい、いてほしいという願いが叶えられないのではないかと不安だ、病院へ救急搬送されるパートナーに同行した際に家族と名乗れない、老後や死後の不安がある、新型コロナウイルスへの感染でも濃厚接触者が誰かということで、家族関係の情報を一部の人たちと共有しなければならず、そこから同性愛者であるということがばれてしまうのではないかと不安だという人たちもおられます。

性別欄については、見直しが進んできていると思います。内閣府でも専門委員会が設けられて、性別欄のあり方について検討されていましたが、いまだに男、女の欄があるのは苦痛であるという声や、同性パートナーと2人の場合には、2人入居可の物件でも借りられない、収入面で問題がなかったのに家を貸してもらえなかった、パートナーシップ制度が社会的に広く知られているので、そこに取り組みへの関心が集中しがちであるが、パートナーを持たない性的マイノリティーの人への支援もしてほしいという声も届いています。

ここは、岩手県の愛があふれている自由記述を幾つか抜粋しているのですが、例えば、できることなら生まれ育った岩手県の土地でパートナーと暮らしたい。ただし、現状では岩手県で安心して生活するのは難しい。やはり岩手県で生きたいと思うけれども、地方でカミングアウトせずに生活するか、理解が進んでいる県外、関東圏に出て自分らしく生きていったほうがいいのか常に感じているというような声が多く寄せられています。

ですから、人口減少や若者女性の支援を考えると、性の多様性や性的マイノリティーの人たちの存在というの、ぜひ頭の片隅に置いて取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、必要とされる取り組みについて申し上げます。この項目については、岩手県内の性的マイノリティーに関する、岩手レインボー・ネットワークを含めて複数の団体で、2年前の夏に達増知事に申し入れをさせていただいています。その内容から御紹介をいたします。申し入れの骨子は3点です。

一つが性的指向やジェンダーアイデンティティー、あるいはジェンダー表現を理由とした差別をきちんと禁止してほしいということです。性的マイノリティーの問題は、トランスジェンダーの人たちのトイレの問題だけではありませんし、パートナーシップの問題だけではありません。基本的に一人の人間として安心してそこに存在できるということを最低限担保するためには、やはり差別を禁止するということが必要だということです。

もう一つは、パートナーシップやファミリーシップとかかわりますけれども、多様な家族のあり方を支援する仕組みの創設ということです。

3点目に、さまざまな分野へのSOGIE（ソジー）と人権の観点を入れていって主流化するよにということです。

これらの骨子の前提として、実施に当たっては当事者や支援者との協働であるとか、さまざまな関係者に対する実効的かつ定期的な意識啓発もあわせて行っていただきたいということをお伝えしています。性的マイノリティーの人権、あるいは性の多様性と人権について取り組むことは、岩手県が掲げているソーシャル・インクルージョン、社会的包摂の観点に立った、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわての実現や、性別にかかわらず一人一人が尊重され、ともに参画できる社会という、その実現に資するということ、この申し入れの導入文のところでも書かせていただきました。今でも当然このように信じているところです。

骨子の1、差別の禁止というところについては、具体的にどういうことを申し入れさせていただいたかという、SOGIEを事由とした差別禁止を男女共同参画推進条例ではっきり書いていただく、あるいはいわて男女共同参画プランに、単に性の多様性の理解増進ということではなくて、社会の、岩手県の地域の基本的なルールとして、性別や性的指向、性自認に基づく差別は禁止されるのだということをはっきりと位置づけて周知してほしいということです。

それから、SOGIEを理由とした差別の事案については、この条例に基づく苦情や、相談処理委員が対応できるということをはっきりと書いて周知してほしいことを書きました。

この差別を禁止してほしいということについては、就労上の、性的マイノリティーであることで岩手県の職場、仕事をやめざるを得なくなった方たちにお会いしお話を伺いましたが、やはり就労上の差別や困難の解消というようなことも含めた差別の禁止が必要であ

と思っています。

多様な家族ということについては、先ほども申し上げましたように、岩手県でもママ2人、パパ2人、あるいはトランスジェンダーのひとり親の方で子育てをしていたりというような、多様な家族が現実存在をしておりますので、その実態に沿う形で、同性パートナーとその養育するお子さん、あるいは性的マイノリティーのひとり親家庭等の多様な家族のあり方を支援するファミリーシップ制度の創設について申し上げます。

制度創設に当たっては、同様の制度を持つ自治体との相互利用連携が重要です。例えば盛岡市では、パートナーシップ宣誓ができるわけですが、これで野田村に転居した場合は、その宣誓が無効になってしまいます。そのときに、他の自治体では家族と認知されていたのに、そこに来ると何の保障もないということで、当然安心して移住はできないわけです。こういう制度の連携、拡充というようなことも検討していただいたり、県の職員の中にも、性的マイノリティーの方たちは見えづらい存在かもしれませんが、必ずいらっしゃいますので、その方たちも安心して岩手県のために働いていただけるようにしてほしいという内容を含めました。

最後に、さまざまな分野に性的マイノリティーあるいは性の多様性の視点を入れていってほしいということについては、学校のことを書きました。

各種申請書類における性別欄のあり方、見直しについて、公営住宅への入居資格の見直しについて記載しました。

医療の関係では、ホルモン療法、特にトランスジェンダーの人たちについては特別な専門性の高い医療を希望する方たちもおられます。それを岩手県のどこのクリニックで受けられるのかが明らかではありません。かかりつけ医、専門の医療ということでもなく、自分が性的マイノリティーであるということを受けとめてもらった上で医療を受けられることほど安心できることはありません。性的マイノリティーの人にも配慮あるサービスを提供する県内の医療機関はどこなのか、当事者の人たちが自分で一件ずつ電話をかけて探して、どこからも断られるような状況が続いていますので、システムとして県内の医療機関に関する医療機関検索サービスを充実させてほしいといことも盛り込みました。

それから、療養看護に関する同性パートナーの同意について、これは法的な家族でなければ療養看護に関する意思決定ができないということではないのです。厚生労働省からも通知が出ていますけれども、それが医療現場ではなかなか知られておらず、認知度や周知が不十分といわれています。これを県内の医療機関にきちんと周知してほしいということも申しました。

既存の相談窓口でも多様な性のあり方や家族のあり方に対応できるように既存サービスを充実させてほしいということや、多様な性や家族のあり方の人たちを想定した高齢者支援やひとり親支援、障がい者支援、外国人支援、移住者支援ということも複合的な視点でお願いしますということも申しました。

それから、防災についても同様です。

あとは、なかなか日常生活では想定されにくいことですが、いつ犯罪被害に遭うかわかりませんので、犯罪被害者の遺族、家族に対する支援ということについても、性的マイノリティー家族も射程に入れていただきたいと思います。

この中の幾つかは、既に取り組んでいただいている部分もありますけれども、ぜひ引き続き行っていただきたいと思います。性的マイノリティーのことに取り組むということはジェンダー不平等の解消にもつながり、ジェンダー不平等の解消は性の多様性と人権を実現、保障していくことにもつながりますので、取り組みを加速していただければと思います。

私からの話題提供を終わらせていただきます。皆様から御質問やコメント等を頂戴できたらと思います。

○小西和子委員長 ありがとうございます。大変貴重なお話を伺うことができました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまお話しいただきましたことに関し、質疑、御意見等がありましたならお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員 性的マイノリティーの方で悩んでいる方、自死や鬱の問題など、よくお聞きいたします。いわゆるLGBT理解増進法が制定される時、なぜ差別禁止法ではなくて理解増進法になってしまったのか、非常に違和感を覚えました。これも皆の理解が不足しているからなのだと思います。

その中で、こういうことを改善していこうという話をするとよく出てくるのが、男性なのに女性だと偽って、女性トイレに入ってきたらどうするのだとか、お風呂に入ってきたらどうするのだとか、それからスポーツ大会で、体は男性であるが女性を自認して、女性として大会に出てきたらどうするのだというような、やたらと攻撃めいた言葉が出てくるのですが、実際そんなことがあるのかと私は思っております。本当にそこは気を使うべきところなのかどうか、そういう例はあるのかどうか教えていただければと思います。

○山下梓参考人 後半の部分、男性が女性と偽って公共の施設云々というところについて申し上げたいと思います。基本的にトランスジェンダーの人たちは、男性が女性と偽っているわけではないですし、女性が男性と偽っているわけではありません。ジェンダーアイデンティティーが女性なのだけれども、男性の身体に生まれてきた。本来は、そのまま成長したら自分の身体が女性になると思っていたのに、男性の身体であったとか、その逆もあるわけですので、公共の施設、例えば更衣室、トイレの盗撮ということがありますが、それはトランスジェンダーの人たちがしているわけではなくて、性的マイノリティーであることを悪用されているのだと思います。性的マイノリティーの人たちやトランスジェンダーの人たちが犯罪行為をしているということではありません。

仮に、例えば男性が女性と偽って女性の公共施設を使うというようなことがあれば、これはもう建造物侵入や、刑法に触れるわけですので、それは当然犯罪として処罰されます。こちらについては整理が必要というか、性的マイノリティーの人たちイコール犯罪者ではないということと、誰もが安心してトイレを使える公共施設をつくるということとは整理をして考える必要があると思います。

そもそも私たちは、トイレを使うときに、一々性器の形状等をチェックしませんよね。あなたは本当に女なのか、本当に男なのかということであるとか、本当の男とは何なのか、本当の女とは何なのかというところにつながってくるもので、当然ただ用を足したくてトランスジェンダーの人たちもトイレを使います。

トランスジェンダーの人たちは、幼少期から日常的に困難な思いをされています。岩手レインボー・ネットワークに参加してくださっているトランスジェンダーの方も、性別適合手術を受ける前、ジェンダーアイデンティティーは幼少期からずっと女性なのですがけれども、身体は男性のまま、周りの人にもカミングアウトしていないというような状態のときには、男性用トイレを使っておられました。ユニバーサルトイレがない場合、ほとんどは、ほかの人を不快にしないとか、そこに摩擦を生じさせないということで、御自身の身体の状態に沿ったトイレを使っておられます。その方やほかのトランスジェンダーの方たちも同様です。それでもやはり女性とと思っている自分が女性用トイレを使うことができないことは苦痛なのです。ユニバーサルトイレがそこにはないので、男女どちらかに入らざるを得ないというようなとき。あるいは性別の移行期で、はたから見るときに性別が曖昧な状態、女性として他者から見られにくいとか、男性として見られにくいというようなときには、公共スペースやトイレを使わなくていいように水分をとらないというようなことをなさる方たちも少なくありません。これは、東日本大震災津波のときにもあったのですが、避難所のトイレが男女別しかなくて、自分の身体の状態を考えたときにトイレが使えないので、水分摂取を控えていたという方もいらっしゃいました。当然そうすると健康にも影響があるわけですが、そこまでして他者に配慮して暮らしているトランスジェンダーの人たちがほとんどです。

そこは、委員が誤解というようなことでおっしゃっていただきましたが、トランスジェンダーの人たちの現実に沿わない憎悪や恐怖をあおるような主張が展開されているということは申し上げておきたいと思います。私たちは、現実に生きている当事者の人たちの声やリアリティーを知った上で議論をしていく必要があると思っています。

公共の施設の使用をめぐることは、トランスジェンダーの人たちのことはフォーカスされるのですが、例えば異性愛の女性でもボーイッシュな格好の人もありますよね。それから、レズビアンの中にも性別表現が非常に中性的な人たちなどもいるわけです。問題は、トランスジェンダーの人たちだけではなくて、社会が定める女性らしさ、男性らしさというところから逸脱していると思われる人たちは、公共スペースの使用で不必要に見られたりとか、ここ間違っていますよと言われてたりするような不快な思いを日常的にしておられます。

多様な人たちがいる、ただ用を足して、それでその施設を出ていくということであれば、他者には何ら害は及ぼしていませんので、それはその人のトイレを使う権利、衛生に対する権利、健康に対する権利としてきちんと保障していくということが大切だと思います。

○佐藤ケイ子委員 もっと理解していかなければならないのはそのとおりなのですが、私も、俺は理解したくない、嫌だとはっきりいわれることがあって、そこを議論するだけ

んかになるので諦めてしまうこともあります、私たちももっと広めていかなければならないと思っております。

○千葉盛委員 私自身ジェンダーや性的マイノリティー、ノンバイナリーなど、なかなか理解できていないところもあると思います。特に岩手県においてはそれらについての不寛容が原因で、若者、女性の流出につながっているということで、さまざま望まれている制度やサービスを御紹介いただきました。大船渡市は、来年度からパートナーシップ制度が始まることで、そういった方々に選んでもらえる地域といたしますか、制度の導入が進んでいくことで移住先の選択肢として挙がってくるのか、それとあわせて働く場所の確保等の整備も進めていかなければ流入にはつながっていかないのか、そのことについてお聞かせいただければと思います。

○山下梓参考人 結論から申し上げますと、そういうサービスや制度があるということで移住してこようという人たちはいらっしゃいます。私が住んでいる青森県弘前市では制度がありますが、その制度を利用するために県外から移住してきた方を知っています。もちろんそれだけが理由ではなくて、そこで職が見つかったということもあると思いますが、判断のプラスの要因として働き得るということは、ほかの方からも話を伺っていて感じる場所です。

一方で、千葉盛委員がおっしゃったように、所得や産業構造の問題で、それだけで人を呼べるわけではありませぬので、やはり経済的な豊かさ、最低限安心して暮らしていけるというようなところを保障する、日本の産業構造全体や都市計画を根本的に見直すということと結びつくのだと思いますが、それと並行してプラスに働き得る要素だと思います。

○鈴木あきこ委員 パートナーシップ制度の証明の仕方というのはそれぞれの自治体によって異なるのでしょうか。

○山下梓参考人 私も全国の三百幾つの制度を全てリサーチできているわけではないため、全体的なこととしては申し上げられませんので、印象としての回答になります。基本的には各自治体の制度ですので、細かな点については異なります。ただし、パートナーシップ宣誓の形ですので、その宣誓制度を利用しようとする2人が、お互いに家族あるいはパートナーであると認識し、この人と歩んでいきますと宣誓する意思があることをもって宣誓する制度になっています。ですから、男女のカップルでも会ったその日とか3日後に婚姻届を出す人たちもいらっしゃいますよね。その場合にその関係性を証明してくださいという話にはならないわけですので、それと同様に、お二人の意思ということが中心になって制度を利用できるという形になっているのが前提であり、各自治体で違った制度でも核はそのようになっていると認識しています。

それに行政サービスをどれだけ付随させているのかということは、自治体によって開きがあります。2人がパートナー関係にあるということの証明、一応公的な書類になるので、それを目的として、公営住宅への入居申請ができることと、あとは管轄の病院でパートナーシップの提示があれば家族として扱われるということの二つは、最低限保障している自

治体がほとんどだと思います。それにさまざまな行政サービスを、制度を構築した後も引き続き検討して拡充しているかどうかというのは、自治体によって非常にばらつきがあると見ています。

○鈴木あきこ委員 パートナーシップ制度の親から生まれている子ども、その保障が心配されるということだったので、そういうところまできちんと見ていかなければならないと思いました。

私の知人でも、子どもがトランスジェンダーで、お父様が、母親が甘やかして育てたから子どもがそうなったのだと、親御さんにしてみると何でなのだというのが先に来るらしいのです。そういうところで育つ子どもを心配に思うのですが、そこも何とかしていかなければいけないと改めて考えさせられる時間でもございました。

○千葉伝委員 L G B T理解増進法について、いかにして理解を深めていくことが大事であるか。県内でパートナーシップ制度を導入している市町村は7つということですので、導入していない市町村には、何か山下先生のほうからアプローチをしているのか。そういったあたりの状況はどうなっているのでしょうか。

○山下梓参考人 パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の県内への普及ということについては、県の男女共同参画、若者女性支援の部署から県内の自治体に対して指針を示していただいたので、7まで広がってきたのだと思います。私たちが望んでいたのは、33市町村に網をかける意味で、県レベルで制度を導入してほしいと申したのですが、県も考えがさまざまあったものと思いますので、市町村に制度の導入を促すという形で方針を示していただきましたので、そういう取り組みをしていただいております。

○千葉伝委員 これから市町村が主体的に進めるということについて理解しました。その前に、この法律をきちんと進めるために、私は県がかなりイニシアチブをとって、各市町村に働きかけていくべきだと思うのですが、そういったあたりの活動について、先ほど県に対して知事に申し入れをしたとのことですが、その後、何か一つでも二つでも前向きな回答はあったのでしょうか。

○山下梓参考人 動いていただいていると認識をしています。自治体へのパートナーシップ制度導入の指針を示していただいたというのは、私たちが申し入れをして、それを検討していただいた結果だと思っていますし、県が主導で自治体の職員研修を行っていただき、その中で性の多様性について取り上げていただいておりますし、基礎自治体の職員の方たちも研修を受講できるような形になっておりますので、少しずつ要望の内容について検討していただいております。

未導入の自治体に私から働きかけるつもりがあるかどうかというところは、そういうことをしていかないといけないと思っています。市町村の職員に対する研修について、御依頼をいただければ、いつでもお邪魔しております。北上市や宮古市、花巻市にはお呼びをいただいておりますし、岩手県内でも職員研修をさせていただいているところでもあります。ほかの市町村も御依頼があれば、いつでも喜んで出かけてまいります。

○千葉伝委員 岩手県は 33 分の 7 の市町村でパートナーシップ制度を導入しているということなのですが、東北 6 県や全国の状況はどうなっていますでしょうか。

○山下梓参考人 東北地方の中でも北東北 3 県が、この課題については進んでいます。全国的には、残念ながら北東北は非常にジェンダー、保守的な生きづらい地域とされており、山形県内でもパートナーシップ制度を導入するところが出てきたようですし、仙台市でも検討をしていると伺っています。南東北が北東北を追いかけるような形になっていますが、東北 6 県が全国の中でパートナーシップ制度の導入、地域で見ると一番おくれましたので、日本全体ジェンダー不平等だと思えますけれども、その中でも厳しい環境であると思います。

進んでいる自治体につきましては、東京都の世田谷区です。特別区だからできたのだと思わないでいただきたい。パートナーシップ制度をつくられて、それをきちんと区の職員にも適用できるように福利厚生を拡充したり、災害弔慰金についても性的マイノリティーの人たちに独自に支給する制度をつくられたり、国に先んじて取り組みをされています。国も動くとは思いますが、それが何年先になるかわかりませんので、そのとき日本の状態がどうなっているかわかりません。岩手県においても、国を引っ張るような取り組みを進めていただければと思っています。

○千葉伝委員 法律も含めて、全国あるいは東北地方、岩手県の中で啓発活動がどんどん進んでいかないと、認識が進まないのだと思います。

十数年前にアメリカのロサンゼルスに視察に行きましたら、通訳の人が、皆さん、アパートを見てください。レインボーの色がついた旗を立てていますよ。あれは何だかわかりますかと言われて、何でしょうねといったら、あれは私はゲイですということを示しているのだということを教えてもらいました。その人たち同士の交流なり、さまざまなことが可能になるのだそうです。そういったことが当たり前になれば、日本でも違和感があまり出てこないのだろうなということでお話しいたしました。

○山下梓参考人 委員がおっしゃった 6 色のレインボー、私もつけていますけれども、これは自分が同性愛者であるということのサインではなくて、性の多様性と人権保障が進めばいい、そういう誰もが受け入れられる多様性を認める社会になってほしいと願う人たちがつけているものです。SDGs のバッジをつけられている委員もいらっしゃるかもしれませんが、あれも自分が何者かというよりも、SDGs に自分も取り組みますという意味として表示しているのです。レインボーのものもそうです。今は世界的に 6 色のものが使われています。私も国際会議に参加することがありますけれども、諸外国の自治体によっては、議会や自治体庁舎の前に 6 色の旗を掲げるようなところもあります。

アメリカではオバマ大統領のときにホワイトハウスを 6 色にしたり、アイーナも 6 月の LGBT 月間に合わせて 6 色にライトアップしていただいていますけれども、性的マイノリティー当事者であるか、ないかということをお問はずに多様性が尊重される社会になってほしいという方は身につけられますので、委員方もぜひつけていただけたらと思います。

理解の増進は、制度をつくることで図られる面もあると思いますので、私たちの意識は多分死ぬまで変わらないところがあると思うのですけれども、制度が変わると人の意識が変わるということはあると思うので、意識を変えていくということと制度を導入するということは両輪であると思います。

○はぎの幸弘委員 パートナーシップ制度を広げていくということで、先ほどから皆さんの御質問の中にも出ていますとおり、特に都会と違って、地方は隣近所のつながりが結構密で、新しいものをなかなか受け入れがたい風土があると思います。そういった中で、時代の変遷とともに、ジェンダー平等というのも徐々に理解は進んでいると思うのですけれども、パートナーシップ制度というのは、要は自治体独自の制度ですよ。マイノリティーの方々が安心して暮らせる社会には、最終的にパートナーシップ制度も大事ですけれども、それよりさらに突き進んで、そういうことを認めるという国にならないと、最終的に遺産や相続の問題等、そういったところで安心して暮らせないのではないかなと思います。もちろん段階として、まずはパートナーシップ制度を47都道府県全部に行き渡らせて、最後は国だという考えもあると思いますが、法律を変えれば理解がもっと加速度的に進むのではないかという単純な考えもよぎったのですけれども、先生はその点はどのようにお考えでしょうか。

○山下梓参考人 はぎの幸弘委員がおっしゃるとおり、国で立法してもらえれば、それで済む話です。それがなされないで、やはり困っている当事者の人たちを見た自治体としては、それを捨ておくわけにはいかないで、自治体で何かできることはないかということで考えついた制度がパートナーシップ制度という形です。

差別禁止というすごくベーシックなことさえ法律で整備できなかったことから、今国の立法府にかかわっている方たちの御認識が、現実を生活している市民の感覚とマッチしておらず、それらの法整備が当面明るい見通しを持ってないというのが現実だと思います。

選択的夫婦別姓についてさえ、これはみんなにやれと言っているわけではなくて、それを必要とする人が選べるようにするという制度すら法整備できない国ですので、そこで同性婚、同性同士の婚姻ということを整備するというのが難しい国であるというのが、残念ながら日本の現状なのだと思います。

そうしたときに、はぎの幸弘委員がおっしゃったように、やはり法律婚を選べないということ、自治体のパートナーシップ制度しか使えないということで、法律上カバーされないのは、家族としての税制上の控除が適用されないことであるとか、あとは遺産の相続の問題で、家族として長年連れ添ったのに、相続ではなくて贈与の形になってしまうことです。贈与ができればということですが、そこに別の家族の人たちが出てきて、あなたたちは法律上何の関係もないといわれて、その上住むところを失うというような人たちもいるわけなので、やはり法整備は求められています。

婚姻の平等、同性婚の法制化をめぐることは、全国各地で訴訟が提起されています。おとしまで、5つの地方裁判所で判決が出そろって、今、高等裁判所レベルに進んでいま

す。恐らくこの数年をかけて最高裁判所まで進んでいく案件だと思います。地方裁判所レベルでは違憲、同性同士に婚姻を認めないということは平等権に反するという判断が出ていますけれども、なお国は動いていませんので、やはりこれは、この数年は少なくとも自治体に頑張っていただく必要があるのだと思います。それから、当然地方議会の議員から国に対して働きかけていただくことも重要です。一番近い有権者が見えているのは皆様だと思いますので、リアリティーを国の立法者に伝えていただいて、動かしていただくとともにぜひお願いしたいと思います。

○はぎの幸弘委員 私は会社も経営しております、学生服をつくっております。今少子化がどんどん進んでいますから、特に私立の学校は生徒を獲得するために、制服も性的マイノリティーの方に対応しており、女子用のパンツはもちろん、男子用のスカートの受注もたまにあります。自分は理解しているつもりとと思っているのですが、例えばエイズとか、そういうネガティブな印象を持たれている、特に年代の高い方々は、そういう印象もあるのではないかと思います。

先ほどの佐藤ケイ子委員からの質問に関連しますが、外科的手術で男性から女性、女性から男性になって、戸籍上の性別を変えたというのはわかるのですが、そういう手術なしで戸籍を変えることは可能なのでしょうか。

○山下梓参考人 HIVについてコメントします。確かに年代層によっては、HIVが確認された1980年代の情報からアップデートされていない方々もおられると思うのです。皆様には、ぜひアップデートされていない方たちに最新の正しい知識を伝えていただきたく存じます。HIVは、1980年代のように死に至る病気ではないのです。薬も飛躍的に改良されまして、今、抗HIVの薬を飲みますと、ウイルスを検出値以下まで抑えることができ、コンドームのないセックスをしたとしても感染させないという、Undetectable=Untransmittableというキャンペーンが世界的にも展開されています。今そのようになってきていることは、なかなか日本では一般には知られていないかもしれませんが、ぜひそういう情報は広めていただきたいなと思います。

性別変更のことですけれども、性同一性障害者特例法の戸籍上の性別変更には幾つか要件があり、そのうち二つは外科手術に関するもので、一つは性腺が除去されていること、不妊手術を受けていることと、あとは外科手術、例えば乳房切除であるとか、ペニス及び膣形成まで求めるかは裁判官の判断によるのかもしれませんが、これらの手術要件が設けられています。手術要件のうち不妊まで求めるということが著しい人権侵害で違憲だということは、先ほど御紹介した最高裁判所の判決のとおりです。

最高裁判所は、もう一つの外科手術、例えば乳房切除とか、ペニスをどうするかというような外性器、性腺切除にかかわらない部分の外科手術については、今回判断を示していませんので、この後どうなるかわかりません。現行では、手術をしていなければ、戸籍の性別変更はできないということです。

一方で、手術を望まないトランスジェンダーの人たちや、ほかの疾病や経済的な理由で

手術ができないために戸籍の性別を変更できなくて、住まいや仕事に支障を来しているという人たちもいらっしゃいます。例えばペニスがあるからといって、みんな性犯罪者なわけではないですよ。男性がみんな性犯罪者というふうに議論することは、偏見、差別だと思ふのです。例えばトランスジェンダー女性にペニスが残っていたとしても、その人が社会生活を女性として送ることを望んでいて、当然他者に危害を加えたりすることもなくてということであれば、社会的な性別変更が本来認められてしかるべきなのだろうというのが私の見解です。

実際諸外国でも、性同一性障がい診断を求めないで、法律上の性別変更を可能にしている国であるとか、手術要件を撤廃するという国がふえてきていますので、日本がそこまでどのぐらいのスピードで追いつけるかわかりません。投票も過去には納税している男性しかできなかったとか、誰が社会の中で存在を認められるのかとか、発言できるのかということについて、すごく制限していたところから拡充してきたので、女性とは誰か、男性とは誰か、人間とは誰かということは絶対的なものではなくて、社会のあり方とともに見直されていくものであり、トランスジェンダーの人たちの性別変更についても、そういう問題なのではないかと思っています。

○はぎの幸弘委員 私の感覚としては、いち早くこのパートナーシップ制度を拡充しなければならないという思いですが、日本という国がこの分野においてどれだけ後進国なのか、ワールドスタンダードから逸脱しているかはすごく感じています。ただ、けんかにならないように、理解度を増すような形でやっていかなければならない中で、私も知識が足りない部分があるものですからストレートな聞き方をして大変失礼しました。

今までのお話を伺って、自治体としてしっかりこの問題に取り組むことで、安心して暮らせる地域ができれば、人口減少対策にもなる可能性が見えてきました。

○小西和子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小西和子委員長 本質に迫るような質疑がされたので、素晴らしいなと思っていました。ほかにないようですので、本日の調査はこれをもって終了いたします。

山下先生、本日は本当にありがとうございました。私どもが目指しております、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて、これのベースになるような御講演をいただき、私どもも勉強させていただきました。本当に御講演いただき、ありがとうございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

次に、1月24日に予定されております当委員会の県内調査についてであります。北上市及び奥州市において人口減少や若者女性支援などに関する調査を行います。よろしくお願いたします。

さらに次に、4月に予定されております当委員会の調査事項についてであります。御意見等ございましたらお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小西和子委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小西和子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。